

内閣参質二一七第一九五号

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員浜田聡君提出地方自治体の外郭団体における職員の採用・登用・不祥事
対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出地方自治体の外郭団体における職員の採用・登用・不祥事対応に関する質問
に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「外郭団体」、「公正な採用制度（公募制、第三者審査制度等）を導入する法的義務」及び「地方公務員制度の趣旨を実質的に潜脱する行為」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論としては、法人その他の団体における採用・登用については、関係法令等に従い、当該団体の自主性に基づき対応されるべきものであると考えている。

三及び六から十までについて

お尋ねの「外郭団体」、「制度を整備する必要がある」、「全国的なガイドラインを設け、規制を整備する」、「公募制及び第三者審査制度の導入を義務化する制度改革」、「国籍要件や政治的中立性・人権配慮に関する指針」、「処分歴の通報制度や団体間の情報共有制度」、「経歴・登用理由・処分歴等を文書化」及び「必要に応じて議会への報告義務を課すなど透明性を確保するための制度」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、一般論としては、法人その他の団体における採

用・登用については、関係法令等に従い、当該団体の自主性に基づき対応されるべきものであると考えている。

四について

前段のお尋ねについては、把握していない。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「同様の事例が他の自治体にも存在する」か否かについて、政府として把握していないため、お答えすることは困難である。

五について

御指摘の「外郭団体」の意味するところが必ずしも明らかではないが、個別の団体の職員の登用に係る事案に関することであり、政府としてお答えする立場にない。

十一について

お尋ねについては、個別の事案に関することであり、お答えを差し控えたい。